

市議会の取り組みについてご意見をお聞かせください

～アンケートのお願い～

平成26年4月1日に議会基本条例が施行され、2年が過ぎました。この間、市議会ではさまざまな取り組みを行い、「市民に開かれた議会へ」を目指して活動してきました。

このたび、条例第18条「見直し手続」の規定に基づき、この2年間の取り組みについて議会運営が条例どおりに実施できているかを検証し、自己評価を行いました。【右表参照】

この結果を公表し、検証作業の一環として特に市民の皆様に関わりの深い項目についてご意見をいただきたいと考えています。については下記のアンケートにご協力をお願いします。

なお、アンケートは各公共施設に設置するほか、ホームページからも回答ができます。また、議会基本条例の全文はホームページやアンケート設置施設でご覧いただけます。

アンケートの受付期間と設置場所

【期間】平成28年7月28日（木）～8月16日（火）

【設置する公共施設】

- 市役所本庁舎（1F情報コーナー・5F議会事務局）
- いきいきプラザ（1F総合案内窓口）
- ころころの森（子育て総合支援センター）
- 公民館（中央・萩山・秋津・富士見・廻田）
- ふれあいセンター（多摩湖・恩多・栄町・久米川・秋水園）
- 図書館（中央・富士見）
- 市民スポーツセンター
- 社会福祉センター
- ワンズタワー内地域サービス窓口
- ふるさと歴史館
- 青葉地域センター
- 美住りサイクルショップ

【受付方法】

- 回収ボックス（上記、設置する公共施設にあります）
 - 市ホームページの「市民アンケート」ページ
 - ファックス 議会事務局 042-397-9436
- （キリトリ線で切っていただくとファックスできます）

【問い合わせ先】

議会事務局 042-393-5111（代表） 内線2812

※お寄せいただいたご意見は今後の議会運営の参考にさせていただきます。個別に回答はしませんが、集計結果はホームページで公表します。

※郵送でも受け付けておりますが、切手代等の郵送料はご負担をお願いします。

議会としての検証結果

評価の見方	A：できている（これまで通り行う） B：できている（ただし、改善が必要） C：できていない（検討を要する） D：できていない（条例改正が必要） E：その他		
条文	評価	取組状況	今後の対策等
第1条 目的		評価対象としない。	
第2条 議会の活動原則		第4条以降の各条で評価しているため、本条においては評価しない。	
第3条 議員の活動原則		第4条以降の各条で評価しているため、本条においては評価しない。	
第4条 会派	A	すべての議員が会派を結成し、条文通り行われている。	
第5条 説明責任及び市民意見の把握	A	定例会ごとに、議会報告会・意見交換会を開催した。 【開催実績】7回（延べ14日） 【参加人数】531人	
第6条 会議の公開及び傍聴の促進	A	・本会議、委員会をすべて公開し、会議日程を事前にホームページやツイッター等で周知している。 ・庁舎内に議会専用の掲示板を設置し、会議の開催ポスターなどを掲示した。 ・会議資料は議員と同じものを傍聴用にも用意している。	
第7条 請願等の取扱い	A	【受理件数】 26年度 請願3件 陳情57件（うち3件が参考配付） 27年度 請願3件 陳情42件（うち9件が参考配付） 【提出者の意見陳述】 26年度 7件 27年度 1件 【紹介議員による説明】 26年度 1件 27年度 0件	
第8条 広報活動の充実	A	・市議会だよりのフルカラー化や庁舎内に議会掲示板を設置した。 ・ツイッターで会議予定と進行状況のほか、日頃の議会活動を発信している。 【ツイッター発信回数】 26年度 262回 27年度 254回 ・H26年11月に議会報編集委員会を広報広聴委員会に名称変更した。	
第9条 市政運営の監視	E	・理念として尊重することを確認した。 ・市長提出人事案件のルール（紹介・挨拶の場）を作った。	予算・決算特別委員会のあり方、議決事項の追加等を検討していく。
第10条 政策等提案の説明要求	B	H26年4月より、市長提出議案に本条に基づく資料を添付させている。ただし、人事、予算、決算、専決処分報告は対象外としている。 【対象外の議案】 26年度 25件 27年度 28件	対象範囲について見直しを行う。
第11条 質疑等の一問一答	B	・代表質問を一問一答にした。 ・本会議、委員会ともに毎定例会で問い返しがあった。	・問い返しの運用の整理を行う。 ・議長、委員長は議事整理を徹底する。
第12条 文書質問	E	詳細なルールを作ったが、運用実績なし。	
第13条 政策提案等	E	政策研究会のルールを作ったが、運用実績なし。	
第14条 議員問討議	A	委員会において議案審査の際に実施（1件）。	
第15条 専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用	E	活用実績なし。	
第16条 議会事務局機能の強化	A	広報広聴活動を推進するため、2名体制の広報推進係を設置した。	
第17条 議会図書室	B	議会各会派が必要とする図書を購入した。 27年度中 12冊購入 【議会図書室蔵書数】 27年度末時点 435冊	図書の陳列方法等の見直しを行う。
第18条 見直し手続	A	条例施行から1年経過時に仮検証を、2年経過時に本検証を行った。	
第19条 委任	A	報告会に関する実施要綱、広報広聴委員会設置規程、政策研究会、文書質問に関する取り決め等を策定した。	

----- キリトリ線 -----

アンケート

- 年代、お住まいについて。
10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上
お住まいは、 市内 ・ 市外
- 市議会だよりは年4回発行しています。お読みになっていますか。
毎回読む ・ たまに読む ・ 読まない
- 市議会だよりを「読む」方にお尋ねします。
どの記事を読みますか。【複数回答可】
議案の質疑 ・ 各議員の賛否状況 ・ 代表質問 ・ 一般質問
予算（決算）の概要 ・ その他（ ）
- 市議会の本会議・委員会を傍聴したことがありますか。
ある（ 回） ・ ない
- 傍聴する際、住所氏名の申し出が不要になり、議員と同じ資料を見ながら傍聴することができるようになりました。この取り組みをどう思いますか。
よい取り組み ・ 不十分である（理由は11.へ）
- 市議会のホームページをご覧になりますか。
よく見る ・ たまに見る ・ 見ない
- 本会議と委員会はインターネットで中継しています。見たことがありますか。
よく見る ・ たまに見る ・ 見ない
- 議会報告会（意見交換会）に参加したことがありますか。
ある ・ ない
- 議会報告会は年4回（1回あたり2日間）開催していますが、この取り組みをどう思いますか。
よくやっている ・ 不十分である（理由は11.へ）
- 議会への要望には請願と陳情があります。請願を提出するには議員の紹介が必要ですが、陳情には不要です。市議会ではこれらを区別することなく同様に審査しています。この取り組みをどう思いますか。
よくやっている ・ 区別すべき
- その他、市議会に対するご意見などがございましたら自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

次号は、11月15日発行予定です

